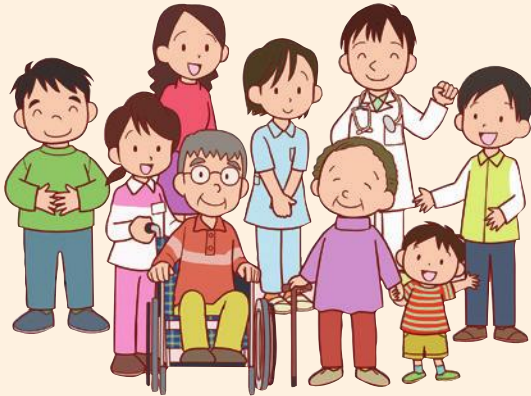


いきいき高齢者プランまいばら

概要版

第7期介護保険事業計画 / 高齢者福祉計画 を策定しました。



基本理念

住み慣れた地域で ともにつながり支え合い
自分らしく 安心して暮らせるまち まいばら

計画の期間

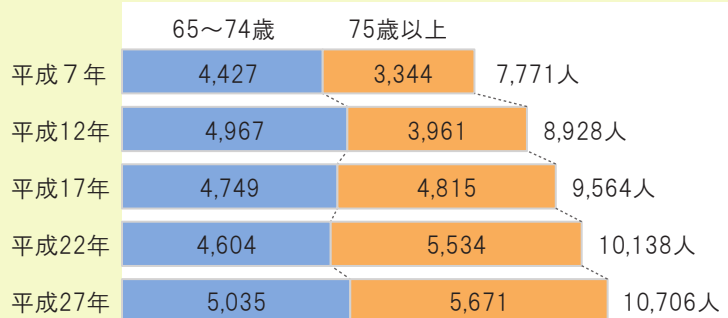
平成30(2018)年度～平成32(2020)年度の3年間

米原市の高齢者の状況

◆高齢者人口

平成27年の国勢調査によると、米原市の高齢者人口は10,706人です。調査ごとに増加を続けており、特に75歳以上の後期高齢者が大幅に増加し、平成17年以降は後期高齢者が前期高齢者を上回っています。

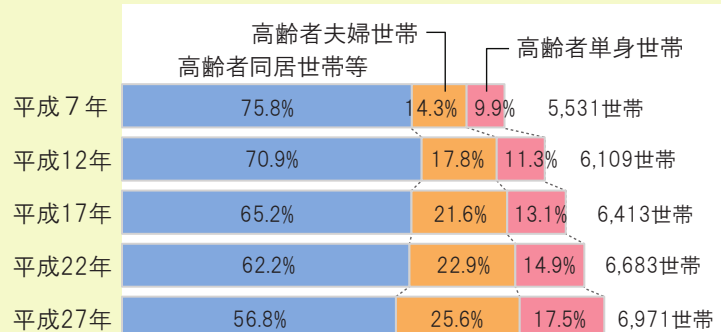
★高齢者人口の推移★



◆高齢者のいる世帯

平成27年の国勢調査によると、高齢者のいる世帯は6,971世帯です。高齢者単身世帯および高齢者夫婦世帯の割合が大幅に増加し、高齢者同居世帯等の割合が低下しています。

★高齢者世帯の推移★

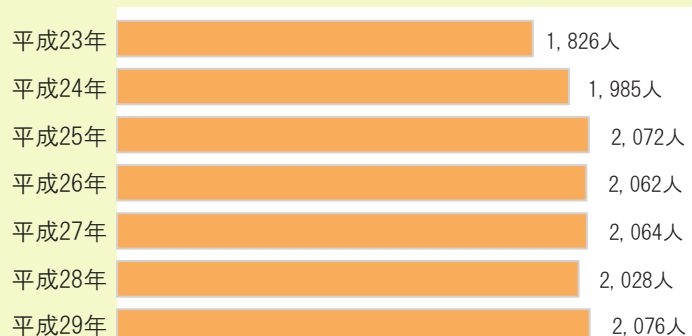


◆要介護認定者

要介護認定者数は平成29年9月末現在2,076人です。

平成26年以降は横ばい状態にありましたが、平成29年は再度増加に転じています。

★要介護認定者数の推移★



計画年度の認定者数等

計画期間内の高齢者人口は大幅な増減はありませんが、2025年度には団塊世代が75歳以上となるため後期高齢者が大幅に増加します。認定者は、後期高齢者の増加に伴い、今後も増加していくと予測されます。



★高齢者数、認定者数の推計

区 分		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
高齢者数 (人)	65歳以上	11,089	11,166	11,191	11,213	11,133
	65～74歳	5,082	5,071	5,016	5,122	4,706
	75歳以上	6,007	6,095	6,175	6,091	6,427
要介護認定者数(人)		2,076	2,145	2,208	2,276	2,487

施策の体系

基本理念の実現に向け、次の5つの基本方針に基づいて計画を策定、推進していきます。

基本理念

住み慣れた地域でともにつながり支え合い自分らしく安心して暮らせるまちまいばら

基本方針

いつまでも元気でいきいきと活躍するために

- ◆健康診査等の実施
- ◆発症予防・重症化予防
- ◆生きがい・社会参加の促進

ともに地域で支え合うために

- ◆介護予防の充実
- ◆生活支援サービスの充実
- ◆地域福祉の推進
- ◆防災・防犯・安心の体制づくり
- ◆外出の支援

地域包括ケアを推進するために

- ◆地域包括支援センターの機能強化
- ◆ケアマネジャー・サービス事業者への支援
- ◆権利擁護の促進
- ◆地域包括ケア体制整備

認知症になっても安心して暮らせるために

- ◆容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ◆認知症家族介護者への支援
- ◆認知症の理解促進とやさしい地域づくり

その人に合った質の高い介護サービスを提供するために

- ◆介護サービスの充実
- ◆サービスの質の確保・向上と適正な利用
- ◆人材の確保
- ◆家族介護者への支援
- ◆在宅医療・介護の体制整備

重点的な取組

この計画の期間(第7期計画)においては、次の課題に力点を置いて取り組みます。

重点施策1 生きがい就労の創出

「生きがい就労創出事業」を活用し、高齢者が地域社会の中で役割を持っていきいきと生活できるよう、働く場を創出していきます。

重点施策2 地域の助け合いによる移動支援制度の構築

高齢者世帯の増加、運転免許証の返納等により、移動手段が限られる高齢者の増加が予測されることから、地域の助け合いによる移動支援に取り組む団体の設立、活動を支援します。

重点施策3 総合事業の促進・・・地域の通いの場の拡充

「総合事業は地域づくり」という考え方に立ち、「地域お茶の間創造事業」を中心として、地域の通いの場の拡充を促進します。

重点施策4 包括的な相談支援体制の整備

福祉サービスのニーズの多様化、複雑化により、高齢者、障がい者、子ども等全ての地域住民が抱える課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制の構築を推進します。

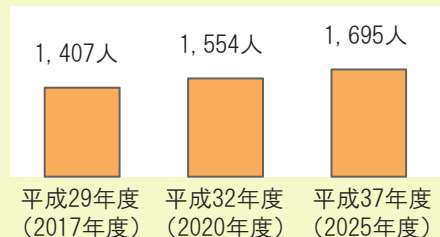
重点施策5 地域包括支援センターの機能強化

本市における地域包括支援センターのあり方を検討し、自助・互助・共助・公助の適切なコーディネート、資源やサービス等の開発により、包括的支援体制の整備を目指します。

重点施策6 総合的な認知症施策の推進

認知症高齢者の増加が予測される中、相談しやすい体制づくり、必要に応じた集中的な支援、地域や医療・介護サービスへのつなぎ、権利擁護など総合的な認知症施策を推進します。

★認知症高齢者数の推計★



重点施策7 地域密着型サービスの整備

できる限り在宅生活が続けられるよう、身近な地域で介護と看護が利用できる「看護小規模多機能型居宅介護」等の地域密着型サービスの整備を推進します。



第1号被保険者の保険料の推計

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料基準額は、第6期と同じ月額5,900円とします。負担能力に応じたきめ細かな保険料となるよう、保険料は13段階に設定しています。

所得段階別介護保険料(第1号被保険者)

新段階	比 率	対 象 者	保 険 料
第1段階	基準額×0.45	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の人または、世帯全員が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	2,660円 31,920円
第2段階	基準額×0.70	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	4,130円 49,560円
第3段階	基準額×0.75	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	4,430円 53,160円
第4段階	基準額×0.90	世帯の中に住民税課税の人がいるが本人は住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	5,310円 63,720円
第5段階	基準額	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	5,900円 70,800円
第6段階	基準額×1.15	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が35万円未満の人	6,790円 81,480円
第7段階	基準額×1.20	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が35万円以上120万円未満の人	7,080円 84,960円
第8段階	基準額×1.30	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	7,670円 92,040円
第9段階	基準額×1.50	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上250万円未満の人	8,850円 106,200円
第10段階	基準額×1.60	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が250万円以上300万円未満の人	9,440円 113,280円
第11段階	基準額×1.80	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の人	10,620円 127,440円
第12段階	基準額×1.90	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上800万円未満の人	11,210円 134,520円
第13段階	基準額×2.00	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上の人	11,800円 141,600円

※保険料は上段が月額、下段が年額



平成30年(2018年)3月発行

発行者 ◆ 米原市

編集 ◆ 健康福祉部くらし支援課

〒521-0292 米原市長岡1206番地

TEL 0749-55-8110 FAX 0749-55-8130